

平成 27 年度第 1 回

通算第 27 回

函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	平成 27 年 10 月 26 日（月曜日） 午前 10 時
開催場所	市役所 8 階第 2 会議室
議 題	1 会長および副会長の選出について (公開) 2 行政不服審査法の全部改正に伴う函館市個人情報保護 条例の改正について (諮問) (公開) 3 制度の運用状況について (報告) (公開) 4 その他 (公開)
出席委員	青田 基 委員, 繪面 和子 委員, 鈴木 旭 委員, 田島 久吉 委員 原 公子 委員, 堀田 剛史 委員
欠席委員	宮川 允子 委員
事務局の 出席者の 職 氏 名	高橋 良弘 総務部長 吉本 憲弘 総務部文書法制課長 栗田 守 総務部文書法制課主査 高野 陽之 総務部文書法制課主査
傍 聴 者	報道関係者 2 人

吉本課長	ただいまから，第27回函館市個人情報保護運営審議
	会を開会します。
	会長・副会長が選出されるまでの間，進行役を務めさ
	せていただきます，文書法制課長の吉本と申します。ど
	うぞよろしくお願ひ申し上げます。
	それでは，会議次第に従いまして，進めさせていただ
	きます。
	はじめに，今年6月に，皆様に委員に御就任いただい
	てから初めて開く審議会でございますので，高橋総務部
	長から一言ごあいさつ申し上げます。
高橋部長	皆様おはようございます。総務部長の高橋でございま
	す。
	本日は，御多忙のなか，御出席をいただきまして本当
	にありがとうございます。
	委員の皆様におかれましては，個人情報保護運営審議
	会の委員の御就任について御依頼申し上げたところ，快
	く御承諾をいただき，まことにありがとうございます。
	青田委員におかれましては初めてでございます。よろし
	くお願いいたします。また，他の委員の皆様におかれま
	しては再任ということで，引き続きよろしくお願ひいた
	します。

	また、皆様には、日頃から、本市の個人情報保護制度
	の運用に当たりましては、種々御協力をいただき、この
	場をお借りして厚くお礼申し上げます。
	本市の個人情報保護条例は、平成3年から施行されま
	して25年目を迎えることとなります。昨年は、「行政
	手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
	に関する法律」いわゆる番号法の施行等に伴う個人情報
	保護条例の改正について、2回にわたる御審議、答申を
	いただき、本年7月には一部改正条例が公布され、10
	月から施行されたところをごさいますて、委員の皆様の
	御尽力により、これまで制度を適切に運用することがで
	きたのではないかと考えております。
	今後におきましては、昨年6月に全部改正された行政
	不服審査法が公布され、平成28年度には施行される見
	込みとなっております。
	概要につきましては後ほど担当の方から説明させてい
	ただきますが、今回の行政不服審査法の全部改正に伴い
	まして、自己情報の開示等の請求に関してされた不服申
	立てに対する審理手続が変更となりますことから、これ
	を踏まえた個人情報保護条例の改正も予定されておりま
	すので、この度、審議会にお諮りするものでございます。

	よろしくお願いたします。
	終わりに当たりまして、委員の皆様におかれましては、
	今後とも個人情報保護制度の適正な運用のため、なお一
	層の御協力・御指導を賜りますようお願い申し上げ、簡
	単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。
吉本課長	次に、私の方から、委員の皆様の御紹介をさせていた
	だきます。
	函館市個人情報保護運営審議会の委員の任期は、2年
	となっておりますので、改めて平成27年3月1日付け
	で、御委嘱申し上げたところでございますが、今回、石
	田委員が退任され、新たに青田委員に御就任いただいた
	ところでございます。
	それでは、お手元にお配りしてございます委員名簿に
	よりまして、順次、委員の皆様を御紹介させていただきます
	ます。
	(青田委員から五十音順に出席委員を紹介)
	なお、宮川委員でございますが、本日都合により欠席
	となっております。
	以上、委員の皆様の御紹介をさせていただきました。
吉本課長	それでは、次に、議題の(1)会長および副会長の選
	出に移らせていただきます。

	函館市個人情報保護運営審議会規則第2条第2項に
	「会長および副会長は、委員の互選により定める」と規
	定してございますので、委員の皆様方の互選により、会長・
	副会長をお選びいただきたいと存じます。
	それでは、会長・副会長の選出の方法ですが、差し支
	えなければ、委員の皆様方の推薦によりまして、会長・
	副会長を決定したいと存じますが、この方式でよろしい
	でしょうか。
	(異議なしの声あり)
	なお、欠席された宮川委員の方からは、選出について
	は出席委員の皆様に一任したい旨の了承を得ておりま
	す。
吉本課長	御異議がないようですので、会長・副会長の御推薦を
	受けたいと思いますが、御発言はございますでしょうか。
鈴木委員	大変せん越ですが、私が年長者ということで推薦させ
	ていただきます。本日の議題は条例改正という難しい法
	律問題でございますので、専門家の堀田委員に会長をお
	願いしたらいかがかというのが1つと、また、これまで
	の審議会の経過もございますので、副会長には繪面委員
	にお願いしたらいかがかと思えます。いかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)

吉本課長	御異議がないようですので、会長は堀田委員に、副会
	長は繪面委員に決定させていただきます。
	堀田委員，繪面委員には，それぞれ会長席・副会長席
	にお移り願います。
	(それぞれ席に移動)
吉本課長	なお，高橋総務部長につきましては，このあと別の用
	務が入っておりますので，ここで退席させていただきます
	いと思います。
	(高橋総務部長退席)
吉本課長	それでは，これからの議事運営につきましては，審議
	会規則第3条第2項の規定に基づき，会長が議長となっ
	て進めていただくこととなりますので，よろしくお願
	いいたします。
堀田会長	それでは，会長ということでございますので，一言ご
	あいさつを申し上げます。
	ただいま，委員の皆様の御推薦を受け，会長を務める
	ことになりました堀田でございます。最年少で若輩者で
	ございますが，よろしくお願ひいたします。
	先ほど，総務部長からもお話がありましたが，全部改
	正された行政不服審査法が公布されたことによる不服申
	立てに対する審理手続の変更に伴い，個人情報保護条例

	の改正について皆さんに調査審議していただくことにな
	り、また、マイナンバー制度が始まったこともあり、審
	議会の役割がさらに重要性が増すと考えております。
	函館市の個人情報保護制度の運用がより一層適正に凶
	られるよう、委員の皆様の御協力をお願い申し上げ、ご
	あいさつといたします。
	それでは、次の議題に入りたいと思います。
	はじめに、これからの審議の「公開・非公開」につい
	てお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別
	されるような個人情報が含まれておりませんので、会議
	は公開で行うということで御異議ございませんでしょう
	か。
	(異議なしの声あり)
	異議ございませんので、会議は公開で行います。
	傍聴される方に議長からお願い申し上げます。
	引き続き会議は公開で行いますが、会議の進行に支障
	のないよう御協力をお願いします。
堀田会長	それでは、函館市個人情報保護運営審議会への諮問事
	項である、議題の「(2) 函館市個人情報保護条例の改
	正」について、事務局から説明していただきたいと思ひ
	ます。

吉本課長	それでは、議題（２）の資料をお手元にお願いします。
	まず、資料１「函館市個人情報保護条例の改正に係る
	諮問について」でございますが、平成２７年１０月１３
	日付けで函館市長から行政不服審査法の全部改正に伴う
	個人情報保護条例の改正について、当審議会に諮問があ
	りました。
	本市の個人情報保護制度は、平成３年６月から始まり、
	本年７月には、マイナンバー制度の開始に関連した一部
	改正条例が公布され、１０月５日から施行されたところ
	であります。マイナンバー制度に関わる法律が成立し
	た翌年の平成２６年に、全部改正された行政不服審査法
	が公布されており、平成２８年４月から施行される見込
	みとなっております。
	この行政不服審査法の全部改正に伴いまして、個人情
	報保護条例に基づく処分の不服申立てに対する審理手続
	きに変更となるため、法改正に対応した条例改正を行お
	うとするものであり、制度に関する重要事項を所掌する
	個人情報保護運営審議会の意見を求めるというものでご
	ざいます。
	条例改正の内容は、次の資料以降で詳しく御説明いた
	します。

	資料2の「行政不服審査法の全部改正と個人情報保護
	制度等に係る審査請求について」とタイトルがついた書
	類により、まずは全部改正されました行政不服審査法の
	制度内容について御説明し、その後、個人情報保護条
	例の一部改正について御説明させていただきたいと思ひ
	ます。
	なお、個人情報保護制度等となっておりますが、等の
	部分につきましては、公文書の公開についての情報公開
	制度も含めたものでございます。
	個人情報保護制度と情報公開制度、この2つの制度の
	不服申立てに係る手続につきましては、共にそれぞれ条
	例の規定に基づき、審査会に諮問し答申を得て裁決を行
	うという、類似性が高いものでありまして、両制度とも、
	このたびの行政不服審査法の全部改正に伴い条例を改正
	する必要が生じており、互いに関連性がありますことか
	ら、行政不服審査法の全部改正に関する全体の説明につ
	きましては、共通の資料にて御説明させていただいてお
	ります。
	それでは、1ページ目をお開きください。
	「行政不服審査法の全部改正の概要」について御説明
	させていただきます。

	「1 行政不服審査法の全部改正について」でござい
	ます。
	行政不服審査法とは、行政庁の処分その他公権力の行
	使に当たる行為に関する不服申立てについて定めた一般
	法でありまして、この法律の目的とするところは、第1
	に国民の権利利益の救済を図ること、第2に行政の適正
	な運営を確保すること、にあります。
	現行の行政不服審査法につきましては、昭和37年に
	制定、施行されたものでありますが、公正性の向上と利
	便性の向上の観点から抜本的に見直しがされまして、平
	成26年6月に全部改正された行政不服審査法が公布さ
	れ、施行は平成28年4月からの予定とされております。
	「2 改正行政不服審査法のポイント」でございます。
	改正行政不服審査法のポイントでございますが、大き
	く2つ掲げられています。
	一つ目は、審理・裁決の公正性の向上が図られたこと、
	2つ目としましては、2ページの方になりますが、国民
	にとって使いやすさの向上が図られたことであります。
	一つ目の審理・裁決の公正性の向上でございますが、
	3点挙げられております。
	1点目は、審理過程において、職員のうち処分に関与

	しない者が，審査請求人と処分庁の主張を聴き，公正に
	審理することです。
	括弧書で審理員とありますが，審理員といいますのは，
	審査庁から審理手続を行う者として指名を受けた審査庁
	に所属する職員であります。審理員は，審査請求に係る
	処分に関与していない，審査請求人の配偶者や親族でな
	い，などの要件を満たした者でなければならず，公正な
	立場で審査請求人と処分庁の主張を聴き，審理すること
	になります。
	2点目は，裁決について，有識者からなる第三者機関
	が点検することです。
	この第三者機関といいますのは，審査庁の諮問を受け
	て，審理員が行った審理手続の適正性を含めて，審査庁
	の判断の妥当性をチェックする合議制の機関でありま
	す。
	この第三者機関として，国の場合は，総務省に行政不
	服審査会が設置されます。市の場合においても，国の行
	政不服審査会と同様な調査権限を持った附属機関が設置
	されることになり，審査庁の判断の妥当性などをチェッ
	クすることになります。
	3点目は，審理手続における審査請求人の権利を拡充

	することです。
	たとえば、審査請求に係る関係書類について、現行で
	は閲覧のみ可能でありましたが、謄写、コピーができる
	こととしたこと、口頭意見陳述において審査請求人が処
	分庁に対して質問することが可能となったことが挙げら
	れます。
	2 ページ目をお開きください。
	上段の図は、左側は、現行制度の審査請求の仕組み、
	右側は、改正後の審査請求の仕組みを表しております。
	現行制度では、審査請求人および処分庁がそれぞれ審
	査庁に対して主張や証拠を提出しまして、審査庁が審理
	を行い、裁決をしています。審査庁にて審理を行う者
	について、現行の行政不服審査法では、その規定はなく、
	処分に関わった者が審理に当たる可能性がありました。
	改正後につきましては、右側の図の①のとおり審査請
	求人および処分庁がそれぞれ審理員に対して主張や証拠
	を提出しまして、②で、審理員が公正な立場で審理手続
	を行い、審理手続が終結したときには、③のとおり審理
	員意見書を作成し、これを審査庁に提出いたします。
	審理員意見書といいますのは、審理員が審理手続を終
	結したときに作成するもので、審査庁が審査請求人に対

	してすべき裁決に関する意見書のことです。
	審査庁は、④のとおり第三者機関である行政不服審査
	会に対し諮問し、答申を得てから、⑤の審査請求に対す
	る裁決を行うこととなります。
	二つ目の使いやすさの向上でございますが、これにつ
	きましても3点挙げております。
	1点目は、原則となる不服申立類型を審査請求に一元
	化したこととなります。
	現行制度では、下の図にありますように処分庁に対す
	る不服申立てを異議申立て、処分庁以外の行政庁に対す
	る不服申立てを審査請求としていたしましたが、改正後は、
	審査請求に一元化されることとなります。
	例外として、2点目として記述しておりますが、個別
	法の特別の定めがある場合についてのみ、再調査の請求
	や再審査請求が認められております。
	3点目は、審査請求期間が3か月に延長されたこと。
	現行制度では、処分があったことを知った日の翌日か
	ら60日以内に異議申立てあるいは審査請求をしなければ
	なりませんでしたが、改正後は、処分があったことを
	知った日の翌日から3か月以内と審査請求ができる期間
	が大幅に延長されております。

	3 ページ目をお開きください。
	行政不服審査法の改正前後の比較について、公正性の
	向上と使いやすさの向上の観点を大きな区分としまし
	て、先程述べましたことを表にまとめております。
	4 ページ目につきましては、改正行政不服審査法にお
	いて頻出する用語について解説をしております。
	1 ページとばしまして、6 ページ目をお開きください。
	「改正行審法の審理員制度および行政不服審査会につ
	いて」、ここからは、今回の行政不服審査法の全部改正
	により新たに構築された制度であります、審理員制度と
	行政不服審査会について、御説明させていただきます。
	まずは、審理員制度について御説明させていただきます
	す。
	「1 審理員制度の概要」でございます。
	審理員は、先程も申しましたが、処分に関する手続に
	関与していないなどの要件を満たす者でありまして、こ
	の審理員が、審査請求に係る審理手続を行うことにより
	審理の公正性や透明性を高めるために、新たに導入され
	た制度であります。
	審理員は、審査庁から指名されることとなりますが、
	審査庁から指揮監督を受けることはなく、審査庁も指揮

	監督を行ってはいないとされています。
	審理員は、改正行政不服審査法の規定に従って審理手
	続を行うことになり、審理が終結したときには、審理員
	意見書を作成し、審査庁に提出することとなります。
	「2 審理員の指名を要しない場合」でございます。
	全ての審査請求の審理手続に当たり、審理員制度が適
	用されるわけではなく、改正行政不服審査法では、審理
	員制度を適用除外する旨の規定を置いております。
	まず一つ目としましては、(1)の審査庁が地方自治
	法第138条の4第1項に規定する委員会もしくは委員
	または同条第3項に規定する機関である場合でありま
	す。
	7ページ目をお開きください。
	審査庁が地方自治法第138条の4第1項に規定する
	委員会または委員とは、具体例でいいますと、教育委員
	会や選挙管理委員会または監査委員が挙げられます。
	また、審査庁が地方自治法第138条の4第3項に規
	定する機関とは、普通地方公共団体が、法律または条例
	の定めるところにより、執行機関の附属機関として置い
	た審査会、審議会、調査会等のことでありまして、例と
	しましては、建築審査会が挙げられます。

	説明上、これらをまとめて行政委員会等とさせていた
	だきますが、行政委員会等が審査庁である場合について
	は、有識者で構成された合議体であることから、審査請
	求に係る審理や判断については、公正かつ慎重に行われ
	ることが制度上担保されていると考えられることから、
	改正行政不服審査法では、審理員制度の適用を除外して
	おります。
	審理員の指名を要しないとする2つ目は、(2)の条
	例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合と
	なります。
	条例に基づく処分につきましては、条例で審理員制度
	を適用除外とする旨の特別な定めを置くことにより、審
	理員を指名しないことができます。
	国が審理員制度を適用除外とすることを想定している
	場合としましては、情報公開条例に基づく処分について、
	情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審理を行ってい
	る場合を例として挙げております。
	(3)は審査請求を却下する場合です。審査請求人が
	審査請求書の不備の補正に応じない場合や不適法であり
	補正できない場合については、審理員による審理手続に
	入る前段階で却下となります。

	(3)の審査請求を却下する場合を除き、(1)、(2)
	の場合については、審理員による審理手続は行われませ
	んが、改正行政不服審査法では、審理員が行うとされる
	審理手続の規定について、審理員を審査庁と読み替える
	ため、審理員制度を適用除外としたとしても、審理手続
	自体が省略されるものではなく、審査庁が審理手続を行
	うこととなります。
	8ページ目をお開きください。
	主要事項のもう一つである行政不服審査会について、
	御説明させていただきます。
	「1 国の行政不服審査会」であります。
	国におきましては、審理員が行った審理手続の適正性
	や、法令解釈を含め、審査庁の判断の適否を審査する機
	関として、総務省に行政不服審査会が設置されます。
	委員は、法律または行政に関する有識者のうちから、
	国会の同意を得て、総務大臣が任命することとなっております。
	り、任期は3年となっております。
	「2 地方公共団体に置かれる附属機関」であります。
	国の行政不服審査会に相当する機関としまして、地方
	公共団体は、審査庁である長の判断の適否を審査する附
	属機関を置くこととなっております。

	この附属機関を構成する委員の資格要件や定数等につ
	きましては、地方公共団体が条例で定めることとなって
	おります。
	9 ページ目をお開きください。
	「3 行政不服審査会における調査審議の手続」でご
	ざいますが、国の行政不服審査会の調査審議に関する手
	続については改正行政不服審査法に規定されており、市
	に設置することになります附属機関におきましても、適
	用となるものでございます。
	「4 行政不服審査会に諮問されない場合」ござい
	ます。
	審理員制度に適用除外がありますのと同様に、行政不
	服審査会に諮問を要しない場合が改正行政不服審査法に
	規定されておりました、(1) から (7) の場合につい
	ては、行政不服審査会に諮問されないこととなります。
	個人情報保護制度におきましては、(2) の「裁決を
	しようとするときに他の法令、条例の規定に基づき第三
	者機関の議を経ることができる旨の定めがあり、かつ当
	該議を経て裁決しようとする場合」に該当するものであ
	ります。
	したがって、保有個人情報の開示等に係る審査請求に

	については、個人情報保護審査会に諮問されることになり
	ますので、行政不服審査会へは諮問されないことになり
	ます。
	9 ページ下段のなお書に記述しておりますが、審査庁
	が行政委員会等である場合や条例に特別の定めを置いて
	審理員制度を適用除外としている場合につきましては、
	この行政不服審査会への諮問は行われな
	いことになりま
	す。
	10 ページ目をお開きください。
	「改正行審法と個人情報保護制度等について」でござ
	います。
	「1 個人情報保護条例および情報公開条例による審
	査請求と改正行審法の審理員制度について」でございま
	す。
	論点としましては、個人情報保護制度などに係る審査
	請求について、審理員制度を適用するか否かでございま
	す。
	10 ページから 11 ページ上段にかけての表は、個人
	情報保護制度等に係る審査請求について、審理員制度を
	適用する場合と適用しない場合の違いについて、まとめ
	たものです。

	審理員制度を適用する場合の審理手続を行うものは、
	実施機関が市長、消防長および公営企業管理者の場合は、
	最上級行政庁である市長が審査庁となり、審理手続は市
	長が指名する審理員が行うこととなります。
	実施機関が議会の場合については、議会が審査庁とな
	り、審理手続は議会が指名する審理員が行うこととなり
	ます。
	実施機関が教育委員会等の行政委員会等である場合
	は、そもそも改正行政不服審査法により、審理員制度が
	適用除外となりますので、行政委員会等が審理手続を行
	うこととなります。
	一方、条例に特別の定めを置いて審理員制度を適用し
	ない場合の審理手続を行うものについては、実施機関が
	どこであるかにかかわらず、審査庁が審理手続を行うこ
	ととなります。
	審理員制度を適用する場合の審理員意見書について
	は、審査庁が市長、議会である場合については、審理員
	意見書が作成されることとなりますが、教育委員会等の
	行政委員会等につきましては、そもそも審理員制度が適
	用除外となっておりますので、審理員意見書は作成され
	ません。

	一方、審理員制度を適用しない場合につきましては、
	審査庁がどこであるかにかかわらず、審理員意見書は作
	成されないこととなります。
	1 1 ページ目をお開きください。
	利点・不利点ということで、審理員制度を適用した場
	合につきましては、保有個人情報の開示等による処分に
	ついて、実施機関がどこなのかによって、その後の審理
	過程において異なる手続となってしまう、また、審理員
	意見書を作成することになるために、審査請求があった
	日から諮問までにかかる日数が現在よりも長くなること
	が考えられ、迅速性を損なうおそれもあると考えられま
	す。
	審理員制度を適用しない場合につきましては、実施機
	関がどこであるかにかかわらず、審理過程は同一となり
	ます。
	市といたしましては、審理員制度を適用することで、
	実施機関によって審理過程が異なることは避け、個人情報
	報保護審査会において実質審理を迅速に行っていただい
	ているところがございますので、審理員制度を適用除外
	とすべきと考えております。
	1 2 ページ目をお開きください。

	「3 今後の個人情報保護審査会等について」でござ
	います。
	御説明申し上げたとおり、審理員制度および行政不服
	審査会制度が、今回の改正行政不服審査法の主要2項目
	であります。市といたしましては、個人情報保護制度
	に係る審査請求については、現行の制度を維持した方が
	中立・公正はもちろんのこと、迅速な調査審議を行うこ
	とができると考えているところでございます。
	下の表につきましては、行政不服審査会と後ほど御説
	明させていただきます条例の一部改正後の個人情報保護
	審査会等との相違点について、参考としてまとめたもの
	でございます。
	条例改正につきましては、審理員制度を適用除外する
	こと、および全部改正された行政不服審査法や個人情報
	保護制度に関する国の法律の一部改正を参酌して、主に
	審査会における調査審議手続に関する規定の見直しを行
	うものでございます。
	次に資料3「改正行審法による審査請求のながれ」等
	の概要を御覧いただきたいと思います。
	今まで、御説明させていただいたことにつきまして、
	若干補足させていただきたいと思います。

	1 ページ目をお開きください。
	改正行政不服審査法による審査請求のながれについ
	て、図に表したものです。
	保有個人情報の開示等に係る処分以外の一般的な処分
	に係る審査請求で、市長が処分庁である場合でございます
	すが、審理員制度が適用されますので、左端の矢印に従
	っていくこととなります。
	審理員による審理手続が行われ、審査庁が行政不服審
	査会等に諮問し、答申を得て、裁決することとなります。
	同じく一般的な処分に係る審査請求で、処分庁が教育
	委員会等である場合につきましては、右端の矢印に従っ
	ていくこととなります。
	この場合、審査庁が教育委員会等になりますので、審
	理員制度は適用されません。審査庁が審理手続を行い、
	行政不服審査会等に諮問することなく、裁決を行うこと
	となります。
	それでは、保有個人情報の開示等に係る審査請求のな
	がれですが、審理員制度を適用するとした場合は、審査
	庁が市長、議会であるときは、審理手続の項目までは左
	端の矢印に従っていきます。
	第三者機関の項目で、個人情報保護条例等の規定によ

	り個人情報保護審査会等への諮問を義務付けられている
	ので、※1の矢印をたどることになり、個人情報保護審
	査会等の答申を得た後に、審査庁が裁決をすることとな
	ります。
	保有個人情報の開示等に係る審査請求について、審理
	員制度を適用除外とした場合は、網掛けしてあります「審
	理員制度を適用しない。」ところに進み、真ん中の矢印
	に従って、審査庁が審理手続を行い、個人情報保護審査
	会等の議を経て、審査庁が裁決をすることになります。
	保有個人情報の開示等に係る審査請求で、審査庁が教
	育委員会等である場合ですが、そもそも審理員制度が適
	用除外されておりますので、審理手続の項目までは右端
	の矢印に従っていくことになりますが、個人情報保護条
	例等の規定により個人情報保護審査会等への諮問を義務
	付けられているので、※3の矢印を進み、個人情報保護
	審査会等の議を経て、審査庁が裁決をすることになりま
	す。
	保有個人情報の開示等に係る審査請求のながれとしま
	しては、審理員制度を適用しないとした場合に、審査庁
	がどこの機関であるかにかかわらず審理過程を同一とす
	ることができます。

	2 ページ目につきましては、現行の行政不服審査法に
	よる不服申立てのながれを図に表したものであります。
	3 ページ目につきましては、審理員による審理手続の
	概要をフロー図にしたものです。
	審理員制度を適用除外とした場合であっても、改正行
	政不服審査法では読替規定を置いておりますので、「審
	理員意見書の作成」以外についての、審理員が行わなけ
	ればならない手続につきましては、審査庁が行うことと
	なります。
	4 ページ目につきましては、行政不服審査会における
	調査審議手続の概要をまとめております。
	5 ページ目につきましては、個人情報保護等に係る審
	査請求のながれをフロー図にしたものです。
	二重の矢印線は、審理員制度を適用除外した場合のな
	がれであり、点線は審理員制度を適用した場合のながれ
	を表しております。
	先程御説明いたしましたとおり、審理員制度を適用す
	るとした場合には、実施機関が市長、公営企業管理者、
	消防長または議会であるときについては、審理員による
	審理手続が行われることとなります。
	6 ページにつきましては、個人情報保護審査会等によ

	る調査審議手続の概要であります。
	現在の調査審議手続と異なる点につきましては、個人
	情報保護審査会・公文書公開審査会の欄の上下真ん中に
	あります、「第三者の利益を害するおそれがあるとき、
	その他正当な理由があるときを除き、提出人の意見を聴
	いた上で、意見書または資料の写し等を審査会が送付す
	る。」としたところであります。
	このことにつきましては、審査会に意見書または資料
	の提出があった場合について、原則として求めがなくて
	も、審査会からその写しを提出人以外の審査請求人等に
	送付することとするものであります。後ほど、個人情報
	報保護条例の改正の中で、御説明させていただきます。
	以上、行政不服審査法の制度概要などについて、御説
	明させていただきました。
	次に、資料4は、「函館市個人情報保護条例の一部改
	正」につきまして、概要を記載してございます。
	「1 条例改正の理由」は、審理員制度を適用しない
	こととすること、個人情報保護審査会の調査審議手続等
	の規定の整備をすること、その他行政不服審査法の全部
	改正に伴う規定の整備等をすること、の大きく3つです。
	「2 条例改正の主な内容」についてです。

	「(1) 審理員制度を適用除外とする改正」ですが、
	法改正により新たに設けられた審理員制度は適用しない
	こととし、個人情報保護審査会への諮問答申に基づく現
	行制度を維持する改正を行うものです。
	理由としましては、(ア)から(ウ)までに記載のと
	おり、既に現行条例において公正かつ慎重な救済手続を
	確保する枠組があること、審査庁が教育委員会である場
	合と市長である場合など、審査庁の違いによって、審理
	員制度が適用される・されないの違いが生じ、審理過程
	が異なることになってしまうこと、それから、審理員の
	審理手続に必要な期間は審査会への諮問が遅れること、
	以上大きく3つであります。
	「(2) 個人情報保護審査会の調査審議の手続等に関
	する規定の整備」ですが、国における審査会法の規定な
	どを参考に、改正後の行政不服審査制度における個人情
	報保護審査会の調査審議手続等に関して規定の整備を行
	うものですが、個人情報保護条例は、不服申立てに係る
	調査審議手続の規定が、今回同時に改正することとなる
	情報公開条例のように細かく定められていないため、こ
	のたびの改正を機に、情報公開条例見合いで、調査審議
	手続の規定を盛り込む見直しを行っております。

	「(3) その他行政不服審査法の全部改正に伴う規定
	の整備等」ですが、第三者に対する意見書提出の機会付
	与、法改正に伴う用語の整理などの規定の整備を行うも
	のです。
	「3 これまでの経過および今後の予定」ですが、こ
	れまでの経過としましては、個人情報保護審査会、この
	機関は、不服申立てがあった場合に諮問し調査審議の上
	答申をいただく機関であります。この個人情報保護審
	査会に、あらかじめ、今回の条例改正の内容について意
	見を伺いました。
	通常、条例改正につきましては制度に関する重要事項
	を所掌する個人情報保護運営審議会にて審議していただ
	くため、個人情報保護審査会に諮問することはありません
	が、今回の改正は、不服申立てがあった場合における
	審査会の調査審議に関わる規定に大幅に変更を加えます
	ので、不服申立てがあった際に実際に審議に携わること
	となる審査会の委員の皆様の見解を伺う必要があり、諮
	問したものです。
	審査会には9月16日付けで諮問し、10月7日に審
	議の上、異議なしとの答申をいただいております。
	なお、個人情報保護制度と同様に、情報公開制度につ

	きましても、先程申し上げたとおり、このたびの行政不
	服審査法の全部改正により条例改正が必要となっております
	ますが、情報公開条例の改正につきましては、制度に関
	する重要事項を所掌する函館市公文書公開審査会に対
	し、今回の個人情報保護条例と同じ趣旨での改正内容、
	つまり審理員制度を適用除外とし、審査会の調査審議手
	続等に関する規定の整備をするなどの内容で諮問し、同
	じく10月7日に審議の上、異議がない旨の答申をいた
	だいております。
	今後につきましては、10月から11月にかけて個人
	情報保護運営審議会への諮問答申、12月にパブリック
	コメント、その後、来年第1回市議会定例会に議案を提
	出し、4月の条例施行を見込んでおります。
	資料5の「函館市個人情報保護条例の一部改正につい
	て」御説明させていただきます。
	個人情報保護条例につきましては、行政不服審査法の
	全部改正、行政機関の保有する個人情報の保護に関する
	法律の一部改正および情報公開・個人情報保護審査会設
	置法の一部改正を参酌しまして、また、個人情報保護条
	例と同じく行政不服審査法の全部改正等を参酌しまして
	改正することになります情報公開条例の規定を改正内容

	の基本とし、主に個人情報保護審査会における調査審議
	手続に関する規定の整備等を行っております。
	情報公開条例を改正内容の基本としましたのは、個人
	情報保護条例と情報公開条例の不服申立てにつきまして
	は、先程も申しましたが、共にそれぞれの条例の規定に
	より審査会に諮問し、答申を得るという類似した手続に
	よっていますが、現行では、両条例の規定上では、かな
	りの違いがあり、個人情報保護条例の規定が簡素な規定
	になっていたところですが、今回の両条例の改正により、
	個人情報保護条例の手続規定を充実させ、ほぼ同一の内
	容の規定となるものでございます。
	それでは、1ページ目をお開きください。
	目次の改正でございます。
	第4章の目次につきまして、「不服申立て」を「審査
	請求」に改める規定の整備のほか、審査請求および個人
	情報保護審査会に関する条項を追加しておりますので、
	この章に対応する条について、改正を行っております。
	2ページ目をお開きください。
	第14条の2としまして、「第三者に対する意見書提
	出の機会の付与等」を新設しております。
	第1項につきましては、開示請求に係る保有個人情報

	に第三者に関する情報が含まれている場合について、実
	施機関は、開示請求に対する諾否の決定をするに当たっ
	て、第三者の利益保護のため、当該第三者に対し、意見
	書を提出する機会を与えることができる旨を定めたもの
	でございます。
	現行では、保有個人情報に第三者に関する情報が含ま
	れている場合、運用により当該第三者から開示について
	意見を聴取していたものでありますが、条例上の制度と
	して位置付けし、第三者の利益保護を図ることとするも
	のでございます。
	第2項につきましては、第1項の規定により意見書の
	提出の機会を与えられた第三者が開示に反対する意見書
	を提出した場合の取扱いについて定めたものでございま
	す。
	第三者から開示に反対する意見書が提出されているの
	にもかかわらず、実施機関が、開示決定する場合には、
	開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2
	週間を置くこととし、反対の意見書を提出した第三者に
	対しては、開示を決定した旨およびその理由、開示を実
	施する日を書面にて通知することとするものでございま
	す。

	この項につきましては、開示に反対する第三者に対し
	審査請求等の争訟の機会を確保するために設けるもので
	ございます。
	4 ページ目をお開きください。
	第4章の章名の「不服申立て」を「審査請求」に改め
	ております。
	第16条の2については、「審理員による審理手続の
	適用除外」について新設するものでございます。
	この規定を置くことによりまして、この条例による処
	分に係る審査請求、または不作為事件に係る審査請求に
	関しましては、行政不服審査法上の審理員による審理手
	続が行われないこととなります。
	5 ページ目をお開きください。
	第17条の改正でございます。
	見出しを「救済手続」から「審査会への諮問」に改め
	ております。
	本文では、開示等の決定または不作為に係る審査請求
	があったときは、審査庁は、遅滞なく、審査会に諮問す
	る旨を定め、審査会の議に基づいて裁決を行う旨を定め
	ております。
	各号に列記した部分につきましては、審査会に諮問を

	要しない場合を具体的に定めております。
	7 ページ目をお開きください。
	第 17 条の 2 としまして、「諮問をした旨の通知」を
	新設しております。
	審査庁は、審査会に諮問した旨を各号に列記する者に
	対し、通知しなければならないとするものでございます。
	9 ページ目をお開きください。
	第 17 条の 3 としまして、「第三者からの審査請求を
	棄却する場合等における手続」を新設しております。
	第三者から非開示を求める審査請求または開示に反対
	する意思表示がされている保有個人情報について、裁決
	によって開示されることになったときは、改正案条例第
	14 条の 2 第 2 項の手続によらなければならないと定め
	るものでございます。
	改正案条例第 14 条の 2 第 2 項を準用しますので、「開
	示決定日」が「裁決の日」と読み替えられることになり、
	裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間
	置くこととし、当該第三者に対し、裁決をした旨および
	その理由ならびに開示を実施する日を書面にて通知する
	こととなります。
	10 ページ目をお開きください。

	第18条の改正でございます。
	第1項につきましては、規定の整備をするものでござ
	います。
	第7項につきましては、「審査会の調査権限」としま
	して、第18条の2に規定するため、この条から削るも
	のであります。
	第9項につきましても、「規則への委任」としまして、
	第18条の7に規定するため、この条から削るものであ
	ります。
	11ページ目をお開きください。
	第18条の2としまして、「審査会の調査権限」を定
	めるものでございます。
	この条では、審査会の調査権限につきまして、具体的
	に規定することといたしました。
	第1項につきましては、審査会が、審査請求に係る保
	有個人情報について、非開示情報が記録されているか否
	かなどを調査するため、当該保有個人情報を直接見るこ
	とができるインカメラ審理の権限を規定したものでござ
	います。
	また、審査会に提示された保有個人情報については、
	何人もその開示を求めることができないとするものでご

	ございます。
	第2項につきましては、第1項のインカメラ審理の権
	限を担保するため、審査会が審査請求に係る保有個人情報
	報の提示を諮問庁に対し求めた場合は、諮問庁は拒否で
	きない旨を規定したものでございます。
	第3項につきましては、審査請求に係る保有個人情報
	の記録の量が多く、複数の非開示情報が複雑に関係して
	いる事案などの審議では、諮問庁に対し、分類または整
	理した資料を作成して、提出することを求めることがで
	きる旨を規定したものでございます。これにより、審査
	会における審理の迅速化・効率化を図るものでございま
	す。
	第4項につきましては、審査会は、審査請求人、参加
	人または諮問庁に対し、意見書または資料の提出を求め
	ることができること、その他、審査会が適当と認める者
	に知っている事実を陳述させることなど必要な調査をす
	ることができることを規定したものでございます。
	13ページ目をお開きください。
	第18条の3としまして、「意見の陳述」を定めるも
	のでございます。
	第1項につきましては、審査会は、審査請求人、参加

	人または諮問庁から意見陳述の申立てがあったときは、
	主張する機会を十分に与えるため、原則として、意見を
	述べる機会を与えなければならないとするものでござい
	ます。
	第2項につきましては、審査請求人または参加人が、
	審査会において、意見を述べる際には、審査会の許可を
	得た上で、これらの者を援助する補佐人を同席させるこ
	とができる旨を定めたものでございます。
	15ページ目をお開きください。
	第18条の4としまして、「意見書等の提出」を定め
	るものでございます。
	審査請求人、参加人または諮問庁は、審査会に対して、
	意見書または資料を提出することができる旨を定めたも
	のでございます。
	この規定につきましても、審査請求人等に対し、意見
	の陳述と同様に、主張する機会を十分に与えるために設
	けるものでございます。
	16ページ目をお開きください。
	第18条の5としまして、「委員による調査手続」を
	定めるものでございます。
	審査会が、必要があると認めるときは、審査会が指名

	する委員に，審査請求に係る保有個人情報を読覧させ，
	審査会に提出された意見書または資料を読覧させ，また
	は意見陳述を聴かせることができるとするものでござい
	ます。
	複数の審査請求が同時期にあったときなどの審査会に
	おける審理の迅速化・効率化のために，この規定を新た
	に設けるものでございます。
	17ページ目をお開きください。
	第18条の6としまして，「提出資料の写しの送付等」
	を定めるものでございます。
	第1項につきましては，審査会に対し審査請求人等か
	ら提出された意見書または資料について，提出した審査
	請求人等以外の審査請求人等に意見書または資料の写し
	を審査会が送付するものとするものでございます。
	意見書または資料の写しを送付することにつきまして
	は，意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人
	等に対し情報共有または反論の機会を与えるのが目的で
	ありまして，意見書または資料を提出した審査請求人等
	以外の審査請求人等からの求めがあるか否かにかかわら
	ず，審査会がその写しを送付するものでございます。
	なお，意見書または資料が電磁的記録であった場合に

	ついて、この条の電磁的記録は、電子計算機による情報
	処理の用に供されるものに限定しており、録音テープや
	ビデオテープ等の記録は含まれません。
	これにつきましては、意見書または資料が電磁的記録
	である場合の送付は、簡易迅速な審理手続の枠内で認め
	られるものであるため、書類に相当する電磁的記録のみ
	を第1項および第2項の対象とすることとするものであ
	ります。
	第2項につきましては、意見書または資料の閲覧の取
	扱いについて定めたものでございます。
	なお、提出された意見書または資料が電磁的記録であ
	る場合の閲覧方法については、審査会が定める方法によ
	り表示したものの閲覧としております。
	具体的には、パソコンの画面に表示し、その画面を閲
	覧させる、またはプリントアウトしてその書面を閲覧さ
	せるといった方法によることが想定される所であり
	ます。
	第3項につきましては、審査請求人等に意見書または
	資料の写しの送付をする、または閲覧をさせようとする
	ときには、当該意見書または資料を提出した審査請求人
	等の意見を聴かなければならないとするものでございま

	す。
	第4項につきましては、審査会は、意見書または資料
	を閲覧させる場合には、日時および場所を指定すること
	ができるとするものでございます。
	20ページ目をお開きください。
	第18条の7としまして、「規則への委任」を定める
	ものでございます。
	審査会について、条例の規定の範囲内で、運営に関す
	る事項に限らず、調査審議の手續等必要となる事項につ
	いても規則を定めることにより、臨機な対応をとること
	を可能としようとするものであります。
	21ページ目をお開きください。
	この条例の施行日でございますが、全部改正された行
	政不服審査法の施行の日としております。
	経過措置については、行政不服審査法に定められた経
	過措置と整合がとれるように規定しております。
	以上、個人情報保護条例の一部改正について、御説明
	させていただきました。
	なお、このたびお示しした改正案につきましては、規
	定中の用字・用語や表現について、今後制定される政令
	などの内容や国からの通知などの情報などを踏まえまし

	て、正確性や、法令や条例との間の整合性などを更に精
	査するなどして、改正の趣旨に影響のない範囲での調整
	があり得ますので、御承知おきくださるようお願いしま
	す。
堀田会長	ただいま、行政不服審査法の全部改正の概要、そして
	それに伴う函館市個人情報保護条例の一部改正について
	の御説明がございました。基本的に、今回の改正は、個
	人の方が自らの個人情報の開示を求めて、非開示となっ
	た場合で、それが不服だというときに、非開示が適正で
	あったのか、それとも、開示をすべきだったのかという
	判断をする手続の改正でございます。
	今の御説明に対して、御質問、御意見のある方はいら
	っしゃいますでしょうか。
	かなり量が多いものですから、なかなか難しいところ
	ですが、今回の行政不服審査法の改正は、資料にあると
	おり、審理員を設けること、第三者機関が点検をするこ
	と、さらに請求人の権利を拡充することではありますが、
	制度が改正される前の函館市の条例で不服申立ての審査
	をする場合でも、公平性は十分に担保されていたことか
	ら、大幅に変更することはないというのが条例改正の趣
	旨であるということよろしいですか。

吉本課長	おおむね、そういうことでございます。
堀田会長	基本的には、審理員、第三者機関を設けるというのが、
	本来のこの制度の趣旨ではあります。現時点で、既に
	個人情報保護審査会が置かれていて、第三者機関のチェ
	ックがされていますので、それをもって公平性を担保し
	ようということでございます。ただし、請求人の権限の
	拡充については押さえておかなければならないので、そ
	こについて条例に規定を追加しているという理解でよろ
	しいでしょうか。
吉本課長	そうです。
堀田会長	今回、諮問されておりますので、答申をしなければな
	りません。皆さんから御意見をいただいて答申したいと
	思います。
	異議がない、もしくは、もう少し検討しなければなら
	ない、もしくは、もう少しこうした方が良いという意見
	がある、ということになるかと思えます。おそらく皆
	さん担当課から事前に御説明を受けておられると思いま
	すし、今も丁寧に御説明がありました。今回の御説明の
	中で異議がある、もしくは御質問があるということがあ
	れば、もう一度お伺いしたいと思えますが、皆さんいか
	がでしょうか。

	(異議なしの声あり)
	現時点では異議がないということでございます。
	御説明の中で、「規定中の用字・用語や表現について
	は、正確性や、法令や条例との間の整合性をさらに
	精査するなどして、改正の趣旨に影響のない範囲での調
	整があり得る。」という御説明がありました。これも踏
	まえた上で、個人情報保護運営審議会として、異議がな
	い旨の結論とし、今後、改正後の行政不服審査制度が運
	用され、課題が出てきた場合には、審議会からも積極的
	に意見を出していき、よりよい制度としていくこととし
	て今回の議決としたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
	皆さん異議がございませんので、議題の「(2)函館市
	個人情報保護条例の改正」について、個人情報保護運営
	審議会としては異議がない旨を市長に答申することとい
	たします。
堀田会長	それでは、議題の「(3)制度の運用状況」について、
	事務局から説明願います。
吉本課長	それでは、A3版の議題の(3)の資料「制度の運用状
	況について」により、ごく簡単に御説明申し上げます。
	表紙の次のページ「別紙1」を御覧いただきたいと思

	います。
	はじめに、「個人情報の収集等届出状況」についてで
	ございます。
	この届出は、個人情報保護条例の規定によりまして、
	実施機関が、継続かつ定型化して個人情報の収集等を新
	たに行う場合や、届け出た個人情報の収集等を廃止する
	場合などに、市長に提出することが義務付けられている
	ものでございます。
	平成26年度末現在におきまして、市長、議会、教育
	委員会など、11の実施機関から提出済みであります届出
	が、表の右下に記載のとおり2,927件でございます。
	括弧内の数字は前年度同期の件数ですが、総件数では、
	前年と比べて14件増加しております。
	実施機関別の課ごとの内訳、前年との増減につきまし
	ては、表に記載のとおりでございます。
	以上が「個人情報の収集等の届出状況」でございます。
	続きまして、「別紙2」を御覧いただきたいと思います。
	「平成26年度における目的外利用等の状況について」
	でございます。
	まず、「1 目的外利用」の状況についてです。
	制度に基づき例外的に個人情報の収集目的の範囲を超え

	て市の内部で個人情報を利用するものでございますが、
	件数は、15の課において207件となっております。
	目的外利用された個人情報の所管課および主な利用内容
	や利用した課は、御覧のとおりでございます。
	続きまして、「2 外部提供」についてです。
	国や道などの市の外部に、収集目的の範囲を超えて個
	人情報を提供するものでございますが、件数は、14の
	課において144, 572人分となっております。
	外部提供した個人情報の所管課および主な提供内容や提
	供先は、御覧のとおりでございます。
	次に「別紙3」を御覧いただきたいと思います。
	平成26年度自己情報の開示等の請求内容と処理状況に
	ついてでございます。
	個人情報保護条例上、請求権として、自己情報の開示
	を求めること、訂正を求めること、記録の削除を求めるこ
	と、制限違反の場合にその中止を求めること、この4つ
	の請求権を保障しております。
	平成26年度の請求は、全て自分の情報を見たいという、
	開示請求についてのもので、のべ8人の方から36件の
	請求がありました。
	このうち、3人の方に全部開示、3人の方に一部開示、

	また、請求に係る個人情報保有していないことから2
	人の方に非開示の決定を行っております。
	請求と決定の具体的な内容につきましては、表に記
	載のとおりでございます。
	平成26年度におきましては、これらの決定に対する
	不服申立てはありませんでした。
	自己情報の開示等の請求内容と処理状況につきまして
	は、以上でございます。
堀田会長	ただいまの、事務局からの説明に対しまして、各委員
	から御質問等ございませんか。
	特になければ進めさせていただきたいと思えます。
堀田会長	次に（4）その他として委員の皆様から何かありませ
	んか。
	事務局からはどうですか。
吉本課長	特にありません。
堀田会長	他に御質問、御意見等ございませんか。
繪面委員	この度の審理員制度について御説明いただいて、分か
	って良かったということが1点と、この場でお聞きして
	良いのかどうか分からないのですが、私の周りに住んで
	いる方たちから、マイナンバーカードに関して、色々な
	質問を受けました。その中で、御主人を亡くされた高齢

	の御婦人数名から、通知が来た後に個人カードを作らな
	くても、これまでどおりに手続できるんですよ、とい
	う質問をいただきました。この点についてお聞きして良
	いでしょうか。
堀田会長	事務局どうですか。
吉本課長	はい。個人番号通知カードは全員に届きますが、それ
	はお分かりいただいでいて、その次に作る個人番号カー
	ドのことでよろしいでしょうか。
繪面委員	はい。
吉本課長	個人番号カードは任意でございますので、必ず作らな
	ければならないというものではありません。
繪面委員	自分が必要になった色々な手続はこれからもずっと従
	来どおり出来るということで、お答えしてよろしいでし
	ょうか。
吉本課長	今後、手続に個人番号が必要になる事務が平成28年
	1月1日以降に順次出て参りまして、個人番号が必要に
	なる手続には個人番号を提示していただくことになる
	ということでございます。
繪面委員	その場合は通知カードで来た個人番号でもよろしいの
	ですか。
吉本課長	個人番号を行政に提出する場合には、番号確認と身元

	確認の2つの確認が行われることになっておりまして、
	通知カードだけですと、番号確認はできるのですが、身
	元確認ができません。その身元確認のためにはこういう
	書類が必要であると決められております。
	個人番号カードの利点は、番号確認と身元確認が同時
	にできるという役割を持っていて、1枚で番号確認と身
	元確認と一緒にできることから、番号確認用のものと、
	身元確認用のものを2つ用意する手間がかからない利点
	があります。
繪面委員	それは、メディアなどで知っているのですが、ご本人
	いわく、今までは手続の際に健康保険証を持って行くと、
	住所と名前が書いてあるので身分証明書として通用して
	いましたが、今後は顔写真が付いていない保険証と通知
	カードの番号だけあれば良いのかと聞かれました。
吉本課長	それだけで身元確認ができるかどうかは、今すぐこの
	場では分かりません。
田島委員	テレビ番組の中で、まだまだ、いろいろな問題が出て
	くると思いますので個人番号カード化を急いでやらない
	でください、身分証としての部分に関しては、例えば免
	許証や、保険証で対応できますのでというような内容を
	放映しておりました。

鈴木委員	住民基本台帳カードは個人番号は関係なしに、この人
	はこういう者ですという証明にはずっと使えるのです
	か。
吉本課長	住民基本台帳カードは、個人番号カードに切り替わっ
	て参りますので、変更の手続をする場合にはそちらに切
	り替わっていくこととなります。期限があるはずですよ
	で、特段変更がなければ何年間か有効です。
堀田会長	企業の方に向けてセミナーをさせていただきまして、少
	し勉強をしましたが、民間の企業では、通知カードと、
	顔写真が付いていない場合は身分証明書類は健康保険証
	と年金手帳の2つ必要だと言われておりまして、少し面
	倒です。
繪面委員	健康保険証と年金手帳の2つですね。ありがとうございます
	います。
堀田会長	特にこのほかに御質問等ないようであれば、本日の会
	議はこれを持ちまして終了したいと思います。
	委員の皆様には、大変ありがとうございました。
	(午前11時10分終了)